

平成24年分 市・県民税の申告と所得税の確定申告受付は 平成25年2月18日(月) から3月15日(金)まで

☎ 税務課市民税係 (内線171・172)

■申告日程および会場

▷多治見税務署 2月18日(月)～3月15日(金)午前9時～午後5時 ※土・日曜日を除く
▷土岐市の申告日程・会場 (受付時間 午前9時～午後4時)

開催日	2月											3月											
	6	7	8	18	19	20	21	22	25	26	27	28	1	4	5	6	7	8	11	12	13	14	15
会場	年金または 還付の方のみ 文化プラザ ルナホール			文化プラザ ルナホール				駄知支所 2階				ウエルフェア 土岐 3階			曾木公民館	鶴里公民館	文化プラザ ルナホール						

◎は混雑予測

※市役所税務課では申告受付を行っていません。
※午前中は混雑が予測されますので、時間にゆとりをもってお出掛けください。
※混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

▷年金または還付のみ申告する方

次に該当する方は、**2月6日(水)～8日(金)**に文化プラザ・ルナホールで申告することができます。確定申告中は会場が非常に混雑しますので、この機会にお出掛けください。
▷公的年金のみ受給している方の申告
▷医療費控除や年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などの還付申告

所得税の確定申告が必要な方 ▷サラリーマンで給与収入が2,000万円を超える方／2カ所以上から給与を受けている方／給与所得と退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方 ▷医療費控除など各種控除の申告が必要な方 ▷所得税の還付を受けようとする方 ▷事業所得や不動産所得がある場合、土地や建物を売った場合で申告が必要な方 詳しくは多治見税務署へお問い合わせください。	市・県民税の申告が必要な方 平成25年1月1日現在市内在住で、下記に該当しない方 ▷平成24年分の所得税を確定申告する方 ▷前年中の所得が給与のみ、または公的年金のみの方(ただし、所得が給与のみでも、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方や医療費控除などの各種控除を受ける方は、申告が必要な場合があります)
---	--

年金所得者の方ご注意ください! 平成23年分から公的年金など(主に日本年金機構からの年金および企業年金)の収入金額が400万円以下で公的年金など以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の申告は不要です。ただし、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除を受ける場合は、市・県民税申告書を提出してください。市・県民税申告書を提出しないと、年金の源泉徴収票に記載された控除しか受けられなくなるため、市・県民税や国民年金保険料、介護保険料が高額になることがあります。 ※所得税の還付を受けることができる場合は、還付申告が必要です。
--

■申告できる会場

- ①市・県民税のみを申告する方 > 市内の会場
- ②所得税の確定申告をする方で、次のいずれかに該当する方 > 多治見税務署
事業所得や不動産所得があり、収支内訳書を作成していない／青色申告をする／損失申告または譲渡所得がある／所得税の住宅関連の控除を初めて申告する／特定口座の株式配当、先物取引がある／消費税、贈与税、相続税の申告をする
- ①・②以外の申告は、どちらの会場でも申告できます。

■申告に必要なもの

- ①市・県民税申告書または所得税の確定申告書(申告会場にもあります)
- ②印鑑(朱肉を使うもの)
- ③平成24年中の収入金額の分かるもの…源泉徴収票(原本※)、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など
※控えが必要な方は、事前にコピーをお取りください。
- ④所得税が還付になる方は、本人名義の預貯金通帳
※老齢年金を受けている方で、2月になっても日本年金機構から源泉徴収票が届かないときは、「ねんきんダイヤル」(☎0570-05-1165)へ問い合わせください。

■各種控除と手続きに必要なもの

- ▷社会保険料控除…支払金額が分かるもの(領収書など)
※国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額は、1月下旬に市役所各課から送付される確定申告用のお知らせをお持ちください。
※国民年金保険料の場合は、納付したことを証明する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(領収証書でも可)が必要です。
- ▷生命保険料控除・地震保険料控除…保険料控除証明書(支払証明書)
- ▷障害者控除…身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
※平成24年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、市高齢介護発行の「障害者控除対象者認定書」が必要です。
- ▷医療費控除…平成24年中に支払った領収書(薬局に支払った場合は薬品名の記載があること)
1年間に支払った医療費(保険金などの補てんを差し引いた額)が一定以上の場合、控除の対象となります。
対象となるのは、①総所得が200万円以上で医療費が10万円を超える場合 ②総所得が200万円未満で医療費が総所得の5%を超える場合です。
※健康保険や生命保険で補てんを受けた場合は、明細が分かるものが必要です。
※おむつを使用している人は「おむつの領収書」および医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。医療費控除が2年目以降で要介護認定を受けている一定の方は、「おむつ使用証明書」を、市高齢介護課が発行する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。
※領収書はあらかじめ合計額を計算し、医療費の明細書を作成しておいてください。

(平成24年分(住民税は平成25年度)から 生命保険料などの控除の改正)
介護医療保険料控除が創設され、一般生命保険料などの控除額が改定されました。

各保険料控除額の適用限度額

保険などの種類	旧契約		新契約	
	所得税	住民税	所得税	住民税
一般の生命保険料	5万円	3.5万円	4万円	2.8万円
個人年金保険料	5万円	3.5万円	4万円	2.8万円
新 介護医療保険料	—	—	4万円	2.8万円
合計適用限度額	所得税12万円・住民税7万円			

新契約とは、平成24年1月1日以降に締結した保険契約などのことです。

※旧契約・新契約の両方に該当する方は、申告の際に両方の保険料控除証明書を必ず持参してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用すると、申告書の作成や税務署への送付が自宅でできます。